

○東京藝術大学大学院美術研究科博士リサーチセンター要項

〔平成25年4月18日〕  
研究科委員会決定  
改正 平成25年10月24日

(設置)

第1条 東京藝術大学大学院美術研究科（以下「研究科」という。）に博士リサーチセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 この要項は、センターの組織、業務及び運営の方法その他必要な事項について定める。

(業務)

第3条 センターは、平成20年度から平成24年度に行った「東京芸術大学芸術リサーチセンタープロジェクト」の成果に基づき、大学院美術研究科における博士後期課程の研究支援プログラムを実施するとともに、同研究科博士後期課程のあり方に関する研究を継続して行う。

(組織)

第4条 センターの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 研究科長

(2) 副学部長

(3) 東京藝術大学大学院美術研究科運営委員会内規第3条第3号に規定する委員

(4) センターの業務に従事する非常勤講師又は教育研究助手

(5) その他、研究科長が特に必要と認めた者

2 センターに主任を置く。主任は、前項第2号及び第3号の構成員の中から研究科長が指名する。

(運営)

第5条 センターの運営は、美術研究科運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、センターに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。